

危険物製造所等設置許可申請書の記載要領

危険物製造所等設置許可申請書は、次に示す記載例に留意し、記入してください。

様式第2（第4条関係）

① ~~製造所~~
危険物貯蔵所設置許可申請書
~~取扱所~~

② 京都市長 殿		元号〇〇年〇月〇日	
③ 申請者		住所 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
		氏名 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
④ 設置者	住所	京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇	電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所	⑤ 京都市〇〇区〇〇町〇番地の〇		
⑥ 設置場所の地域別	防火地域別	用途地域別	
	準防火地域		近隣商業地域
⑦ 製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	⑧ 屋内貯蔵所
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	⑨ 第4類第1石油類 (200ℓ) 100ℓ 第4類第2石油類 (1000ℓ) 1200ℓ		指定数量の倍数 ⑩ 1.7倍
⑪ 位置、構造及び設備の基準に係る区分	令 第10条 第4項 (規則第16条の2の3 第2項)		
⑫ 位置、構造、設備の概要	特定屋内貯蔵所		
⑬ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	容器に入れた塗料を貯蔵する。		
⑭ 着工予定期日	元号〇〇年〇月〇日	⑮ 完成予定期日	元号〇〇年〇月〇日
⑯ その他必要な事項	⑰		
※ 受付欄		※ 経過欄	
		許可年月日	
		許可番号	
		※ 手数料欄	

① 申請書及び提出部数の確認等

ア 設置許可申請書は、危規則様式第2により、2部提出してください。

イ 変更許可申請書は、危規則様式第5又は第7の2により、2部提出してください。

ウ 製造所、貯蔵所、取扱所のうちいずれか該当する方を○で囲むよう記入する又は該当しない方を二重取消線で消してください。

② 申請宛先は、「京都市長」と記入してください。

③ 申請者の住所及び氏名は、設置者と同一としてください。ただし、次に掲げる方は、申請することができます。

設置者から許可申請に係る権限を委任された方（委任状等の書面が必要）

管理者又は申請者などで、既に申請権があることが届出されている方

印は法人の場合は、代表者の職名を示した法人の代表者印。私人の場合は、私印を使用してください。

④ 設置者住所、氏名は、製造所等を設置しようとする方（当該製造所等を所有する方）の住所、氏名を記入してください。

法人は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入してください。

⑤ 設置場所は、登記簿に記載されている所在地及び地番を京都市から記入してください。通称町名、番地略称等は記入しないでください。

移動タンク貯蔵所は、常置場所の住所を記入してください。

（例）京都市〇〇区〇〇町15番地の2（「15番地の2」を「15-2」と略さないでください。）

⑥ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火」、「準防火」、「指定なし」等と記入してください。建築基準法第22条に規定する地域である場合は、「22条地域」と記載することができます。

用途地域別は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、「工業」、「準工業」、「第一種低層住居専用」等、同法第7条に規定する市街化調整区域である場合は、市街化調整区域と記入してください。

「防火地域別」「用途地域別」などは、京都市都市計画局のホームページ上でも確認できます。

⑦ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、危政令第2条に掲げるものは「貯蔵所」、危政令第3条に掲げるものは「取扱所」と記入してください。

⑧ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。（「屋内」、「給油」等と省略して記入することができます。）

⑨ 危険物の類、品名、最大数量は、次により記入してください。

ア 危険物の類、品名は、法別表第1に掲げる区分を記入してください。ただし、品名が多い場合は、別紙のとおりと記入し、一覧表等の書類を添付してください。

イ 製造所（一般取扱所）にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物をすべて記入してください。

ウ 移動タンク貯蔵所は、移送する危険物が異なる場合、移送することが予定されるすべての危険物を記入してください。

エ 最大数量は次により算定し、記入してください。

製造所又は一般取扱所	危険物審査基準により算出してください。
タンクに貯蔵する場合	危政令第5条により算出した容量としてください。
販売取扱所	申請を行う販売所における保有量としてください。

⑩ 指定数量の倍数は、貯蔵又は取り扱う危険物の最大倍数を記入し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。ただし、小数点以下第2位を四捨五入すると倍数が整数となる場合は、適用される法令基準が変わらないよう、次により端数の処理を行ってください。

ア 小数点以下第2位が5以上のときは、小数点以下第2位を切り捨ててください。

イ 小数点以下第2位が4以下のときは、小数点以下第2位を切り上げてください。

(例)
1 通常の場合（小数点以下第2位を四捨五入） 4.77倍 → 4.8倍 11.23倍 → 11.2倍 15.00倍 → 15.0倍
2 ただし書アの場合（小数点以下第2位を四捨五入すると整数になる場合①） 0.95倍 → 0.9倍（1.0倍としません。） 9.98倍 → 9.9倍（10.0倍としません。）
3 ただし書イの場合（小数点以下第2位を四捨五入すると整数になる場合②） 10.02倍 → 10.1倍（10.0倍としません。）

⑪ 位置、構造及び設備の基準に係る区分は、申請に係る製造所等が適用される法令の条文を正しく記入してください。

(例) 高引火点危険物の特定屋内貯蔵所（軒高6メートル未満）の場合

「令第10条第4項（規則第16条の2の6第2項）」

⑫ 位置、構造、設備の概要は、製造所等の概要を簡潔に記入してください。

(1)	タンク室省略構造の地下タンク貯蔵所
(2)	特定屋内貯蔵所
(3)	屋内給油取扱所、懸垂式固定給油設備3基、専用地下タンク3基設置

⑬ 危険物の貯蔵又は取扱方法の概要は、貯蔵又は取扱方法、その目的等を簡潔に記入してください。

(1)	ドラム缶で貯蔵し、〇〇工場において取り扱う。
(2)	ボイラー用燃料を貯蔵する。
(3)	地下タンクに貯蔵し、地上式計量機により容器への小分けを行う。

- ⑭ 着工予定期日は、着工年月日を記入してください。「許可後即日」等と記入することもできます。

申請の区分等により、許可書交付までの日数が定められているため、着工予定日までに許可書を交付することを確約するものではありません。

- ⑮ 完成予定期日は、工期又は完成予定年月日等を記入してください。

(例) 工期を記入する場合は「着工後〇日」、完成予定年月日を記入する場合は「平成〇年〇月〇日」

- ⑯ その他必要な事項は、次の事項等を記入してください。

事 項	記 入 例
危政令第 23 条の特例適用を求める場合	特例適用内容書を添付しています。
変更許可申請の場合（変更許可及び仮使用承認の同時申請を除く。）	「仮使用承認申請あり」又は「仮使用承認申請なし」
設置（変更）の変更の許可申請の場合	平成〇年〇月〇日京都市指令消予第〇号の設置（変更）許可を変更するもの
複数の変更工事の場合	平成〇年〇月〇日京都市指令消予第〇号の変更許可の工事と同時に行う複数の変更工事